

大 会 宣 言

2014年9月6日から7日にかけて、私たちは「じえじえじえ！秘密保護法・公共事業・政務活動費」というメインテーマを掲げ、第21回全国市民オンブズマン岩手大会を開催しました。

昨年12月に成立した「秘密保護法」の施行がいよいよ秒読み段階に入的过程中で、秘密指定・文書保管のあり方など、市民の「知る権利」を危うくさせる実態がますます鮮明になってきました。

政府は、アベノミクスの成長戦略の一環として大規模な公共事業による景気の浮揚をはかろうとしていますが、今回の大会において公共事業の需要予測は事業を行うための方便として「作られた需要」である実態が判明しました。

地方議会では、政務活動費に関するあきれた支出の実態がよりいっそう明らかになるとともに、不正支出を蔓延させる制度上の欠陥も浮き彫りとなりました。議会のセクハラ発言問題を含め、議会のあり方を改革する必要性がますます高まっています。ところが、その一方で、地方行政・議会改革に不可欠な住民訴訟制度を後退させる動きが強まっています。

私たちは、今回の大会で、市民の「知る権利」を後退させる「秘密保護法」の規制を打ち破ること、不正確な情報に基づいて公共事業を進めさせないこと、政務活動費の不正支出を監視することを議論しました。この議論を踏まえ、以下の4点を宣言します。

記

- 第1 行政による不当な情報の不開示とたたかうとともに、公文書の保存・管理を徹底させる活動をする事
- 第2 公共事業の必要性について、市民が正しい情報に基づき議論するため需要予測の実態を解明していくこと
- 第3 政務活動をより透明化するため、政務活動費を支給している全議会に対し会計帳簿の提出・ホームページ上での公開を義務付けさせること
- 第4 住民訴訟制度の不当な改正をゆるさないこと

2014年9月7日

第21回全国市民オンブズマン岩手大会参加者一同